

介護保険料 納入通知書を 発送します

町田高齢者福祉課 ☎721・3110

7月3日に65歳以上の方(第一号被保険者)へ平成18年度介護保険料の通知書をお送りします。

介護保険では、介護サービスの給付に必要な財源を、65歳以上の方(第一号被保険者)と40歳〜64歳までの方(第二号被保険者)に納めていただく保険料のほか、国・都・市からの公費(税金)で賄っています(「表1」)。

皆さんに支払っていただく保険料が、皆さんの介護を支えています。保険料の納付にご理解、ご協力をお願いします。

65歳以上の方(第一号被保険者)の介護保険料額について

保険料は今年度の市民税課税状況等に応じて、基準額をもとに7段階に設定しています(「表2」)。

介護保険料の納め方
年金からの天引きによる納付(特別徴収)

65歳以上で今年2月の時点で老齢・退職年金を年額18万円以上受給している方は年金から天引きします。
また遺族・障害年金受給者の方も今年度10月から年金天引の対象になります。

平成17年度の保険料が特別徴収されている方は、今年度も引き続き年金からの天引きとなります。
この内、今年度の前半(4・6

表1 介護保険の財源

国	都	市	第2号被保険者	第1号被保険者
20.82%	12.50%	12.50%	31.00%	23.18%
15.82%	17.50%	12.50%	31.00%	23.18%
包括的支援・任意事業			20.25%	19.00%

表2 平成18~20年度 介護保険料

年額保険料は、月額基準額4,700円に保険料率を乗じ、12か月分にしたものです(100円未満の端数切捨て)。
平成17年度の税制改正で、老年者非課税が廃止されたこと等により、介護保険料の段階が第4・5段階に上昇する方で、要件に該当する方は、平成18・19年度の介護保険料が軽減されます。(激変緩和措置)

段階	要件	保険料率	
		年額保険料	基準額×
第1段階	生活保護受給者、又は老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税	25,300円	0.45
第2段階	同一世帯で、本人を含む世帯全員が市民税非課税で、前年中の課税対象となる公的年金収入額と前年の合計所得金額の合計が80万円以下の場合	28,200円	0.50
第3段階	同一世帯で、本人を含む世帯全員が市民税非課税で、第2段階以外の場合	39,400円	0.70
第4段階	本人が市民税非課税で、第1~3段階以外の方	56,400円	1.00
第5段階	前年の合計所得金額が200万円未満	70,500円	1.25
第6段階	前年の合計所得金額が200万円以上500万円未満	84,600円	1.50
第7段階	前年の合計所得金額が500万円以上	112,800円	2.00

国民健康保険税 納税通知書を送ります

7月5日に平成18年度国民健康保険の納税通知書を世帯主の方へお送りします。

国民健康保険税は、医療保険分と40歳以上65歳未満の方の介護保険分の合計が月割りで課税されます。国民健康保険税のうち、医療分は医療費に充てられ、介護分は、介護納付金として国に支払われます。

【国民健康保険納税通知書について】
今回の納税通知書は、5月末日までの手続き内容及び5月末日までに国民健康保険を把握した前年所得をもとに算定されています。従って、手続き日が6月以降の加入脱退や国民健康保険で6月以降に把握した所得内容は反映されていません。それを反映した納税通知書は、8月中旬にお送りします。

【口座振替をご利用下さい】
保険料のお支払いは便利な口座振替をご利用下さい。

「町田市税口座振替申込書」は市内の金融機関及び郵便局にあります。被保険者証または納税通知書・通帳・通帳印をお持ちになり、金融機関等でお申し込み下さい。

なお、口座振替をお申し込みいただいた後、手続きが完了するまでに1~2か月を必要とします。

後日、「口座振替開始時期のお知らせ」をお送りしますので、それまでの間は、納税通知書により金融機関等の窓口でお支払い下さい。

ハチや巣を見つけたら

この時期になると、スズメバチの巣はだいが大きくなり、ハチの数も多くなってきます。初期の段階であれば比較的、巣の除去をしやすいのですが、大きくなってからは自分で駆除を行う事は危険です。駆除業者に依頼して下さい。

アシナガバチは、攻撃性がそれほど強くなく、樹木や庭木の害虫を取ってくれますが、生活上、巣の近くに寄らざるを得ない場合(物干し台の近くに巣がある等)は駆除したほうが安全です。

もし、大きなハチの巣を見つけた場合は次のことに気をつけて下さい。

近寄らない(特にスズメバチは、巣を守る本能が強い)。

いたずらしない(石を投げたり棒等でついたりしない)。

手で払わない(ハチは攻撃されたと思い、刺します)。

大声を出したり走りまわったりしてハチを刺激しない。

ゆっくりと静かに立ち去る。

日常生活に支障がある時は駆除する。

市では、駆除はしておりませんが、スズメバチ以外の自主駆除を行われる方に、簡易な防護服や殺虫剤等を貸し出しています。

自分で駆除ができない場合は、専門業者に依頼して下さい。

問 環境保全課 ☎724・2711

公的年金等控除の見直しに伴い、国民健康保険税額が増額となる場合があります

下の表1は、平成17年度と比較して所得割額が増額となった例

表2は、平成17年度と比較して軽減対象とならなかったために、保険税額が増額となった例

表1 税制改正による経過措置期間中の国保税の計算例(公的年金収入のみの場合)

加入人数...夫(68歳)、妻(67歳)の二人
収入金額...夫の年金収入250万円、妻の年金収入83万円(公的年金等控除により課税所得はなし) (単位:円)

年度	年金収入額	公的年金等控除額	基礎控除額	公的年金等特別控除額(経過措置)	課税所得金額	所得割額(×5%)	均等割額(1人につき23,400円)	平等割額(1世帯につき12,000円)	保険税額(+)
平成17年度	2,500,000	1,400,000	330,000	0	770,000	38,500	46,800	12,000	97,300
平成18年度	2,500,000	1,200,000	330,000	130,000	840,000	42,000	46,800	12,000	100,800
平成19年度	2,500,000	1,200,000	330,000	70,000	900,000	45,000	46,800	12,000	103,800

地方税法の改正により、平成17年度の所得割額が38,500円であった場合でも、平成18年度は42,000円、平成19年度は45,000円の所得割額となります。

表2 税制改正による経過措置期間中の国保税軽減判定所得額の計算方法

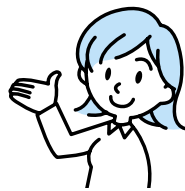
加入人数...夫(68歳)の一人
年金収入188万円 (単位:円)

年度	年金収入額	公的年金等控除額	軽減特別控除額	公的年金等特別控除額(経過措置)	軽減判定所得金額	基礎控除額	課税所得金額	所得割額(×5%)	均等割額	平等割額	保険税額(+)
平成17年度	1,880,000	1,400,000	150,000	0	330,000	330,000	150,000	7,500	9,360(23,400×0.4)	4,800(12,000×0.4)	21,600(100円未満切捨て)
平成18年度	1,880,000	1,200,000	150,000	130,000	400,000	330,000	220,000	11,000	23,400	12,000	46,400
平成19年度	1,880,000	1,200,000	150,000	70,000	460,000	330,000	280,000	14,000	23,400	12,000	49,400

地方税法の改正により、平成17年度は均等割額と平等割額が6割軽減されていた場合でも、平成18年度以降は軽減対象とならないため、保険税額がのように増額となります。

表3 一定所得額以下の世帯の保険税(均等割額と平等割額の軽減割合)

区分	軽減割合	均等割額(1人につき23,400円)		平等割額(1世帯につき12,000円)	
		均等割額	軽減後	平等割額	軽減後
世帯主と他の加入者の平成17年中の総所得等の合計額が330,000円以下の世帯	6割	23,400円	9,360円	12,000円	4,800円
330,000円+(245,000円×世帯主以外の加入者人数)以下の世帯	4割	23,400円	14,040円	12,000円	7,200円



(単位:円)

納税について
納付係 ☎724・2124
医療の給付について
国保給付係 ☎724・2130

【税制改正による保険税への影響】
平成18年度の地方税制改正により、65歳以上の方の公的年金等の収入金額から控除される公的年金等控除額が縮小されました。そのことによる国民健康保険税の急激な負担の増加に配慮するため、公的年金等控除の見直しの影響を受ける被保険者(昭和15年1月1日以前生まれの方)の所得割額の算定および均等割額・平等割額の軽減判定をする際、公的年金所得から特別控除(18年度13万円、19年度7万円)が適用されることになりました(表1・2・3参照)。

お問い合わせ先 国保年金課
資格と課税について
国保加入係 ☎724・2124